

令和7年度 袋井市水道水質検査計画



～安全で安心な水を市民の皆様のもとへ～

袋井市環境水道部水道課

目 次

1	基本方針	P1
2	水道事業の概要	P1
3	水道の原水及び水道水の状況	P5
4	検査地点	P7
5	水質検査項目及び検査頻度	P7
6	水質検査省略に関する事項	P7
7	水質検査方法	P8
8	臨時の水質検査	P8
9	水質検査計画及び水質検査の公表	P8
10	水質検査結果の評価	P8
11	水質検査の精度と信頼性保証	P8
12	関係者との連携	P9
13	水質検査計画の見直し	P9

1 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源です。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目等です。
- (3) 検査頻度

ア 給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）を1日1回行います。

また、蛇口の水が常に安定して良好であり、水質基準を満たしており、安全であることを確認するため、水道法に沿った検査頻度により行います。

イ 水源では原水の水質の変化を監視するため、色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査等を1日1回行うとともに、原水39項目検査を年1回行います。

2 水道事業の概要

水源は、自己水源14箇所（深井戸11井、浅井戸3井）と遠州広域水道受水点12箇所からなり、配水系は大別して10配水系により給水を行っています。

各配水系の概要は次のとおりです。

(1) 袋井第1・第3配水系

袋井第1水源（深井戸1井）・袋井第2水源（深井戸2井）と遠州広域水道水を水源とする配水系です。袋井第1水源・袋井第2水源の原水は pH 値が低いいため消石灰注入装置により pH 値を調整しています。これらを袋井第1水源内の着水井に入れて、上田町受水点で受水する遠州広域水道水と合わせ、第1配水池に送水しています。第3配水池には遠州広域水道水のみを送水しています。第1配水系は、袋井駅周辺の市街地から市南西部の田原地区まで自然流下で配水しています。

第3配水池は、愛野、豊沢、神長（一部）・方丈地区へ自然流下により配水しています。

(2) 袋井第2配水系

堀越受水点で受水する遠州広域水道水を水源とする配水系です。袋井第3水源内の受水槽で受け、第2配水池に送水しています。第2配水池は山科・久

能・堀越・川井地区の一部などへ自然流下で配水しています。

また、予備水源として袋井第3水源(深井戸1井)を備えています。

(3) 袋井第4配水系

山梨受水点と宇刈受水点で受水する遠州広域水道水を水源とする配水系です。山梨受水点で受水する遠州広域水道水は、山梨ポンプ場内の受水槽で受け、第4配水池に送水しています。平成13年度末からは、遠州広域水道水を第4配水池宇刈受水点から直接受水しています。第4配水池は山梨地区を中心に北は大日地区、南は久能地区にまで配水する広範囲な配水系です。大日地区の一部は自然流下の圧力では水が届かないため、加圧ポンプ場があります。

また、予備水源として袋井第7水源(浅井戸1井)を備えています。

(4) 袋井第5配水系

袋井第5水源(浅井戸2井)を水源とする配水系です。1号井(旧称深井戸)の原水は鉄・マンガンを含んでいるため、除鉄・徐マンガン装置で濾過し、除去しています。2号井は、クリプトスポリジウム対策のため、凝集剤併用で急速濾過します。これらを袋井第5水源内の浄水池に入れて、第5配水池に送水しています。第5配水池は比較的低い位置にあるため加圧ポンプと自然流下により国本・広岡地区へ配水しています。

(5) 小笠山・平芝配水系

小笠山受水点及び平芝受水点で受水する遠州広域水道水を水源とする配水系です。小笠山配水池は、北は村松地区まで、南は豊沢地区(菩提地区は一部地域)まで自然流下で配水しています。法多地区の一部は自然流下の圧力では水が届かないため、加圧ポンプ場があります。

平芝配水池は、神長地区(一部)・高南地区(一部)や篠ヶ谷地区まで自然流下で配水しています。

(6) 太田配水系

太田受水点で受水する遠州広域水道水を水源とする配水系です。減圧弁を介し、直接、今井地区を中心に配水しています。

(7) 三川配水系

三川水源(深井戸1井)を水源とする配水系です。三川水源の原水はマンガンを含んでいるため、除マンガン装置で濾過し、除去しています。また、クリプトスポリジウム対策のため、凝集剤併用で急速濾過しています。これを三川水源内の

受水槽で受け、三川配水池に送水し、三川地区のうち萱間地区を除く地域に自然流下で配水しています。

見取幕ヶ谷地区は自然流下の圧力では水が届かないため、加圧ポンプ場があります。

(8) 萱間配水系

萱間水源(深井戸1井)を水源とする配水系です。萱間水源の原水はマンガンを含んでいるため、除マンガン装置で濾過し、除去しています。これを萱間水源内の配水池で受け、加圧装置により萱間地区に配水しています。

(9) 観音山配水系

浅羽第2水源(深井戸1井)・浅羽第4水源(深井戸1井)と遠州広域水道水を水源とする配水系です。各水源の原水を浅羽第1水源内の着水井で受け、浅名受水点で受水する遠州広域水道水と合わせて、観音山配水池に送水し、自然流下で主に浅羽、浅岡、富里、中地区へ配水しています。

また、予備水源として浅羽第1水源を備えています。

(10) 諸井・梅山・西同笠配水系

諸井・梅山、西同笠受水点で受水する遠州広域水道水は、減圧弁を介し諸井地区、梅山地区、浅羽南部地域を中心に配水しています。

(11) 笠原配水系

笠原水源(深井戸 1 井)を水源とする配水系です。水量・水質ともに安定しており水源から笠原配水池へ送水して、笠原地区のほぼ全域へ自然流下で配水しています。

また、令和2年度より山崎受水点により遠州広域水道水を受水し、災害時等に備えた多系統化により安定した水の供給を行うことになりました。

なお、三沢地区(一部)と近江ヶ谷地区は自然流下の圧力では水が届かないため、三沢地区(一部)は笠原水源内の加圧装置により、近江ヶ谷地区は加圧ポンプ場により配水しています。

また、予備水源として岡崎水源を備えています。

■ 給水状況

区 分	内 容
給水区域	袋井市 掛川市梅橋・領家及び西大渕の一部 磐田市向笠竹之内及び笠梅の一部
計画目標年度	平成29年度
計画給水人口(平成29年度)	91,470 人
計画一日最大給水量(平成29年度)	43,480 m ³

■ 浄水設備の概要

施設名	袋井第1水源	袋井第2水源	袋井第3水源	袋井第5水源
所在地	上田町 267-7	清水町 13-8	堀越 1440-3	国本 112-2
原水の種類	地下水 深井戸1井	地下水 深井戸2井	地下水 深井戸1井	地下水 浅井戸1号井 (旧称深井戸) 浅井戸2号井
浄水設備	消石灰注入設備	消石灰注入設備	除鉄 除マンガン装置	除鉄、除マンガン 装置 クリプト対策凝集 剤併用急速濾過 装置

施設名	袋井第7水源	三川水源	萱間水源	浅羽第1水源
所在地	上山梨 831	大谷 259-1	萱間 1050-5	浅名 2023
原水の種類	地下水 浅井戸1井	地下水 深井戸1井	地下水 深井戸1井	地下水 深井戸1井
浄水設備	除マンガン装置	除マンガン装置 クリプト対策凝集 剤併用急速濾過 装置	除マンガン装置	塩素滅菌のみ

施設名	浅羽第2水源	浅羽第4水源	笠原水源	岡崎水源
所在地	浅名 1118	豊住 4050	山崎 5747-18	岡崎 524-2
原水の種類	地下水 深井戸 1 井	地下水 深井戸1井	地下水 深井戸1井	地下水 深井戸1井
浄水設備	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ	塩素滅菌のみ

3 水道の原水及び水道水の状況

原水の状況及び汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目は下表のとおりです。

■ 原水の状況

原水名	袋井 第1水源 深井戸	袋井 第2水源 深井戸 NO.1	袋井 第2水源 深井戸No.2	袋井 第3水源 深井戸	袋井 第5水源 浅井戸1号 (旧深井戸)
原水の 汚染要因	なし	なし	なし	なし	なし
水質管理上注 目すべき事項	硝酸性窒素 PH値	農薬 PH値	農薬 PH値	マンガン 1,4-ジオキサ ン	鉄・マンガン

原水名	袋井 第5水源 浅井戸2号	袋井 第7水源 浅井戸	三川水源 深井戸	萱間水源 深井戸	浅羽 第1水源 深井戸
原水の 汚染要因	なし	なし	なし	なし	なし
水質管理上注 目すべき事項	農薬 クリプト指標菌	マンガン クリプト指標菌	マンガン クリプト指標菌	マンガン	硝酸性窒素 クリプト指標菌

原水名	浅羽 第2水源 深井戸	浅羽 第4水源 深井戸	遠州広域水道 上田受水点	遠州広域水道 堀越受水点	遠州広域水道 山梨受水点
原水の 汚染要因	なし	なし	なし	なし	なし
水質管理上注 目すべき事項	硝酸性窒素	なし	なし	なし	なし

原水名	遠州広域水道 太田受水点	遠州広域水道 小笠山受水点	遠州広域水道 宇刈受水点	遠州広域水道 諸井受水点	遠州広域水道 浅羽受水点
原水の 汚染要因	なし	なし	なし	なし	なし
水質管理上注 目すべき事項	なし	なし	なし	なし	なし

原水名	遠州広域水道 梅山受水点	遠州広域水道 西同笠受水点	遠州広域水道 浅名受水点	遠州広域水道 平芝受水点	笠原水源 深井戸
原水の 汚染要因	なし	なし	なし	なし	なし
水質管理上注 目すべき事項	なし	なし	なし	なし	ヒ素及びそ の化合物 農薬

原水名	遠州広域水道 山崎受水点	遠州広域水道 三川受水点	岡崎水源 深井戸		
原水の 汚染要因	なし	なし	なし		
水質管理上注 目すべき事項	なし	なし	なし		

本市の各水源の近傍には、原水の汚染要因となる存在が認められませんが、環境変化の影響を受けやすい浅井戸や過去に大腸菌群が検出された水源があるため、水質管理上注目すべき事項について、浄水設備による処理や水質検査による監視を適正に行い、対応しています。

4 検査地点(「袋井市水道水質検査位置図」参照)

(1) 浄水

各配水系の水質が水質基準の適合を判断するために、13 箇所の末端給水栓により検査を行います。

(2) 原水

水源ごとに適切に水質管理ができる地点とします。

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 浄水

- ア 色、濁り及び消毒の残留効果等に関する検査・・・日1回
- イ 水質基準9項目検査・・・・・・・・・・・・・月1回
- ウ ジェオスミン・2-メチルイソボルネオール・・・・・・夏期(6月～9月)4回
- エ 水質基準 51 項目のうち、上記イ、ウを除く項目・年4回(3ヶ月に1回)
- オ 管理目標設定項目・・・・・・・・・・・・・年1回

(2) 原水

- ア 原水39項目検査・・・・・・・・・・・・・年1回
- イ 農薬検査・・・・・・・・・・・・・年1回
- ウ 指標菌検査・浅井戸・・・・・・・・・・・・・月1回
- エ 指標菌検査・深井戸・・・・・・・・・・・・・年4回(3ヶ月に1回)
- オ クリプトスポリジウム検査・袋井第5水源 No1 浅井戸・・・年4回
- カ PFOS 及び PFOA 検査・・・・・・・・・・・・・年1回

6 水質検査省略に関する事項

上記の浄水及び原水において、水道法等による水質検査項目及び頻度の省略はありません。水道法第 15 条第1項第4号では、過去の検査結果等から評価し、採水地点とその水源、配水池の状況を確認のうえ、問題ないと判断した場合、検査の省略又

は削除できるとなっていますが、本市では省略及び削除している項目はありません。

7 水質検査方法

色及び濁り、消毒の残留効果に関する検査(水道法施行規則第 15 条第1項第1号イ)は袋井市水道課で行い、その検査方法は肉眼による観察等によります。

上記以外の水質検査は水道法第 20 条第3項に定める機関へ業務委託して行います。

8 臨時の水質検査

水源等で下記のような水質に変化があり、給水栓の水道水において、水質基準を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止し、必要に応じて水源・加圧ポンプ場及び給水栓などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- 1 原因不明の色及び濁りが生じるなど水質が著しく悪化したとき
- 2 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき

臨時の水質検査は、水質の異常が発生した場合に実施し、水質の異常が終息し給水栓の水の安全性が確認されるまで定期的に行います。

9 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、前年度末に市のホームページに公表します。

また、水質検査結果はホームページに毎月公表します。

10 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価は、検査結果の評価を受けて水道技術管理者が水質基準値や水質管理項目設定値と照らし合わせ実施します。水質基準を超える恐れがある場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じます。

11 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、厚生労働大臣の指定する機関へ業務委託します。

委託先への内部精度管理実施結果及び外部精度管理総括書等の提出を求め、

また、検査所への立入検査を実施し水質検査の精度と信頼性を確認します。

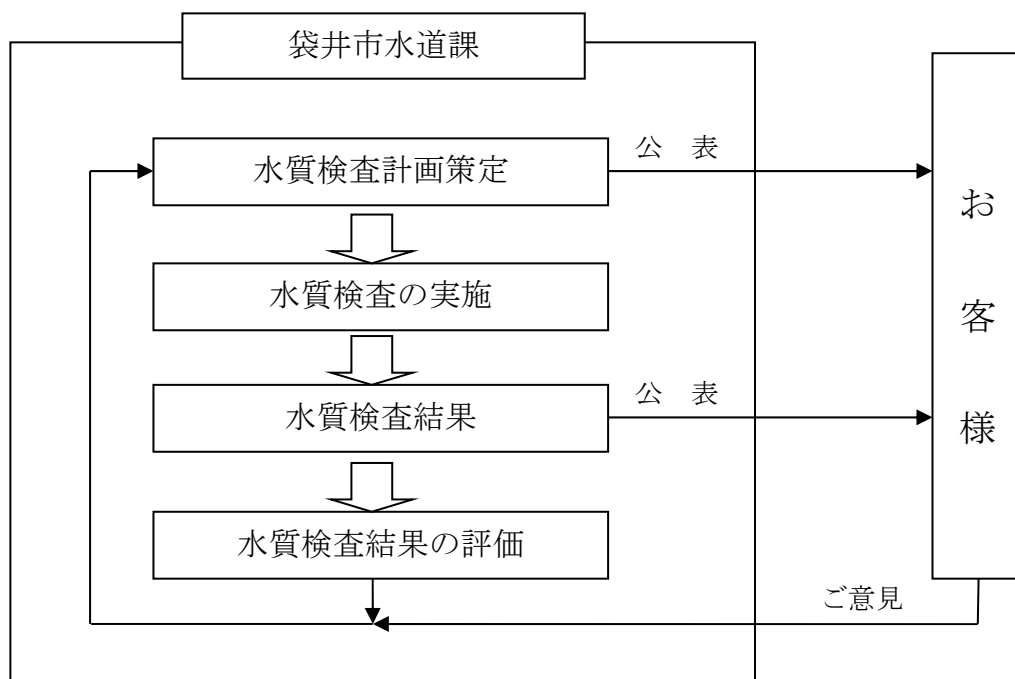
12 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合は、県西部健康福祉センター環境課、県水利用課、県企業局西部事務所、関係水道事業体等へ報告するとともに、直ちに給水を停止し必要な広報を行います。

また、事故原因を速やかに究明し、事故原因に即した最善・最適な復旧を実施します。

13 水質検査計画の見直し

水検査地点ごとに各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準値等と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映します。



水質検査表(1) 水質基準

No.	項 目	基準値	検査頻度	検査計画頻度 (回/年)
1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	12
2	大腸菌	検出されないこと	月1回	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	年4回	4
4	水銀及びその化合物 *1	0.0005 mg/L以下		4
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下		4
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下		4
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下		4
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下		4
9	亜硝酸態窒素 *1	0.04 mg/L以下	年4回	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	年4回	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 *1	10 mg/L以下	年4回	4
12	フッ素及びその化合物 *1	0.8 mg/L以下		4
13	ホウ素及びその化合物 *1	1 mg/L以下		4
14	四塩化炭素 *1	0.002 mg/L以下		4
15	1, 4-ジオキサン *1	0.05 mg/L以下		4
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン *1	0.04 mg/L以下		4
17	ジクロロメタン *1	0.02 mg/L以下		4
18	テトラクロロエチレン *1	0.01 mg/L以下		4
19	トリクロロエチレン *1	0.01 mg/L以下		4
20	ベンゼン *1	0.01 mg/L以下		4
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	年4回	4
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下		4
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下		4
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下		4
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下		4
26	臭素酸	0.01 mg/L以下		4
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下		4
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下		4
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下		4
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下		4
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下		4
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	年4回	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下		4
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下		4
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下		4
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下		4
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下		4
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	月1回	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下		4
40	蒸発残留物 *1	500 mg/L以下	年4回	4
41	陰イオン界面活性剤 *1	0.2 mg/L以下		4
42	ジェオスミン *1	0.00001 mg/L以下	発生時期 に月1回	発生時期に月1 回(6~9月)
43	2-メチルイソボルネオール *1	0.00001 mg/L以下		
44	非イオン界面活性剤 *1	0.02 mg/L以下	年4回	4
45	フェノール類 *1	0.005 mg/L以下		4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	月1回	12
47	pH値	5.8以上8.6以下		12
48	味	異常でないこと		12
49	臭気	異常でないこと		12
50	色度	5度以下		12
51	濁度	2度以下		12

備考

- ① ☐ は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。
- ② *1は送・配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目。
- ③ 採水箇所は、各配水系の末端給水栓です。

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

No.	項 目	評 価	採水箇所及び検査計画頻度 (回/年)		
			配水系末端蛇口	送水ポンプ出口	広域水道受水点
1	色 *1	異常でないこと	365	365	365
2	濁り *1	異常でないこと	365	365	365
3	異常な臭気	異常でないこと	365	365	365
4	消毒の残留効果(残留塩素) *1	0.1mg/L以上	365	365	365
5	味	異常でないこと	365	365	365
6	pH値	5.8以上8.6以下	365	365	365

備考

- ① *1は法令に基づく水質検査項目です。

水質検査表(3) 原水の水質検査基準

No.	項 目	基準値	検査計画頻度 (回/年)
1	一般細菌	100個/ml以下	1
2	大腸菌	検出されないこと	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	1
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	1
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	1
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	1
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	1
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	1
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下	1
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	1
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	1
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	1
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	1
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	1
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	1
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	1
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下	1
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	1
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	1
38	塩化物イオン	200 mg/L以下	1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	1
40	蒸発残留物	500 mg/L以下	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	1
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	1
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	1
45	フェノール類	0.005 mg/L以下	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	1
47	pH値	5.8以上8.6以下	1
49	臭気	異常でないこと	1
50	色度	5度以下	1
51	濁度	2度以下	1

備考

- ① 基準値は浄水の基準値を表示してあります。
- ② 原水の水質基準項目は、浄水の水質基準51項目からNo.21～No.31並びにNo.48を除いた39項目です。
- ③ 採水箇所は各水源の取水点及び遠州広域水道の受水点です。

水質検査表(4) 水質管理目標設定項目

No.	項 目	検査計画頻度(回/年)	備考
		浄水	
		各配水系末端蛇口	
1	アンチモン及びその化合物	1	無機物質
2	ウラン及びその化合物	1	
3	ニッケル及びその化合物	1	
4	—		
5	1, 2-ジクロロエタン	1	有機物質
6	—		
7	—		
8	トルエン	1	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	消毒剤/ 消毒副生成物
10	亜塩素酸	1	
11	—	—	
12	二酸化塩素	1	
13	ジクロロアセトニトリル	1	
14	抱水クロラール	1	農薬類
15	農薬類(除草剤、殺虫剤及び殺菌剤)	※1	
16	残留塩素	—	無機物質
17	硬度(Ca,Mg)	1	
18	マンガン及びその化合物	—	
19	遊離炭酸	1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	1	有機物質
21	メチル-tert-ブチルエーテル	1	
22	有機物等(KMnO4消費量)	1	
23	臭気強度(TON)	1	その他
24	蒸発残留物	—	
25	濁度	—	
26	pH値	—	
27	腐食性(ランゲリア指数)	1	
28	従属栄養細菌	1	
29	1,1-ジクロロエチレン	1	有機物質
30	アルミニウム及びその化合物	1	無機物質
31	PFOS及びPFOA	—	有機物質

備考 ① ※1 農薬類の項目は、別掲項目について検査を行います。

② “—”は検査を行いません。

水質検査表(5) 農薬類検査項目

No.	農 薬 名	検査計画頻度(回/年)		
		第2水源	第5水源	笠原水源
		深井戸	浅井戸2号井	深井戸
1	アシュラム	—	1	1
2	イソプロチオラン(IPT)	1	1	1
3	イミノクタジン	1	1	1
4	オキシ銅	1	—	—
5	キャプタン	—	1	1
6	クロルピリホス	1	—	—
7	クロロタロニル(TPN)	—	1	1
8	ダイアジノン	—	1	1
9	ナプロパミド	—	1	1
10	フェニトロチオン(MEP)	1	1	1
11	ブプロフェジン	1	1	1
12	フルアジナム	1	1	1
13	プロピザミド	—	1	1
14	ペンシクロン	—	1	1
15	ペンディメタリン	—	1	1
16	ベンフルラリン(ベスロジジン)	1	1	1
17	メコプロップ(MCPP)	1	1	1
18	メチダチオン(DMTP)	1	1	1
19	メプロニル	—	1	1

備考 ① “—”は検査を行いません。

指標菌検査【原水】

No.	項目	検査頻度(回/年)												
		袋井第3水源	三川水源	袋井第5水源		袋井第7水源	浅羽第1水源	袋井第1水源	袋井第2水源	袋井第2水源	萱間水源	浅羽第2水源	浅羽第4水源	笠原水源
		深井戸 【予備水 源】	深井戸	浅井戸 1号井戸 ※旧深井 戸	浅井戸 2号井戸	浅井戸 【予備水 源】	深井戸 【予備水 源】	深井戸	深井戸 No1	深井戸 No2	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸
1	大腸菌	4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4
2	嫌気性芽胞菌	4	4	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4

クリプトスポリジウム検査【原水】

No.	項目	検査頻度(回/年)
		袋井第5水源
		浅井戸 2号井戸
1	クリプトスポリジウム	4

備考 上記1箇所を基本とするが、指標菌検査で検出した水源を追加実施する場合もある。

PFOS及びPFOA検査【浄水】

No.	項目	検査頻度(回/年)													
		第1配水系	第2配水系	第5配水系	第4配水系	小笠山配水系	第3配水系	太田配水系	三川配水系	萱間配水系	笠原配水系	浅羽(観音山)配水系	浅羽(西向笠)配水系	平芝配水系	
		彦島 公会堂	可睡 公会堂	正観寺	大日前田橋 給水栓	千鳥ヶ谷池 公園	方丈 育公園	沖山梨 公会堂	林本建設 前	萱間 公会堂	五十岡 公会堂	西ヶ崎 公会堂	中新田 命山	神長南 公園	
1	PFOS PFOA	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

袋井市水道水質検査 位置図

【浄水】水質基準(9・49項目)・管理目標(20項目)

PFOS及びPFOA検査 採水地点		
No.	配水系統名	採水地点
1	第1配水系	彦島公会堂
2	第2配水系	可睡公会堂
3	第5配水系	正観寺
4	第4配水系	大日前田橋給水栓
5	小笠山配水系	千鳥ヶ谷池公園
6	第3配水系	方丈 育公園
7	太田配水系	沖山梨公会堂
8	三川配水系	林本建設前
9	萱間配水系	萱間公会堂
10	笠原配水系	五十岡公会堂
11	浅羽(観音山)配水系	西ヶ崎公会堂
12	浅羽(西同笠)配水系	中新田命山
13	平芝配水系	神長南公園

【原水】指標菌検査(2項目) 採水地点

No.	配水系統名	採水地点
A	第2配水系	袋井第3水源 深井戸(予備)
B	三川配水系	三川水源 深井戸
C	第5配水系	袋井第5水源 浅井戸(No.1) ※旧称深井戸
D	第5配水系	袋井第5水源 浅井戸(No.2)
E	第4配水系	袋井第7水源 浅井戸(予備)
F	観音山配水系	浅羽第1水源 深井戸(予備)
G	第1配水系	袋井第1水源 深井戸
H	第1配水系	袋井第2水源 深井戸(No.1)
I	第1配水系	袋井第2水源 深井戸(No.2)
J	萱間配水系	萱間水源 深井戸
K	観音山配水系	浅羽第2水源 深井戸
L	観音山配水系	浅羽第4水源 深井戸
M	笠原配水系	笠原水源 深井戸

C,D,Eは12回/年、それ以外は4回/年

【原水】水質検査全項目(39項目) 採水地点

No.	配水系統名	採水地点
①	第1配水系	袋井第1水源 深井戸
②	第1配水系	袋井第2水源 深井戸(No.1)
③	第1配水系	袋井第2水源 深井戸(No.2)
④	第2配水系	袋井第3水源 深井戸(予備)
⑤	第5配水系	袋井第5水源 浅井戸(No.1) ※旧称深井戸
⑥	第5配水系	袋井第5水源 浅井戸(No.2)
⑦	第4配水系	袋井第7水源 浅井戸(予備)
⑧	第4配水系	遠州水道 宇刈受水点
⑨	三川配水系	三川水源 深井戸
⑩	萱間配水系	萱間水源 深井戸
⑪	小笠山配水系	遠州水道 豊沢受水点
⑫	観音山配水系	浅羽第1水源 深井戸(予備)
⑬	観音山配水系	浅羽第2水源 深井戸
⑭	観音山配水系	浅羽第4水源 深井戸
⑮	笠原配水系	笠原水源 深井戸
⑯	西同笠配水系	遠州水道 西同笠受水点
⑰	笠原配水系	岡崎水源 深井戸

【原水】農薬検査(10・17項目) 採水地点

No.	配水系統名	採水地点
(1)	第1配水系	袋井第2水源 深井戸(No.1) 10項目
(2)	第5配水系	袋井第5水源 浅井戸(No.2) 17項目
(3)	笠原配水系	笠原水源 深井戸 17項目

【原水】クワトロホルム検査 採水地点

No.	配水系統名	採水地点
a	第5配水系	袋井第5水源 浅井戸(No.2)

凡 例

- : 水源・受水点
- : 配水池・加圧場
- △ : 採水点



袋井市環境水道部水道課

〒437-8666

袋井市新屋一丁目1番地の1

電話番号 0538-84-6063

FAX番号 0538-84-6072

令和7年4月作成

